

高知県公報

発行 高知県 高知市丸ノ内一丁目2番20号 発行日 毎週2回 (火曜日・金曜日)

目次

告示	ページ
○国土調査の成果の認証 (用地対策課)	1
○道路の区域変更 (道路課)	1
○道路の供用開始 (2件) ()	1

告 示

高知県告示第94号

香美市角茂谷及び五王堂の各一部地区、吾川郡いの町越裏門の一部地区、高岡郡中土佐町久礼の一部地区並びに幡多郡黒潮町浮鞭の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により国土調査の成果として認証したので、同条第4項の規定により次のとおり告示する。

令和5年2月28日

高知県知事 濱田 省司

- 調査を行った者の名称
 - 香美市
 - いの町
 - 中土佐町
 - 黒潮町
- 調査を行った地域及び時期
 - 香美市角茂谷及び五王堂の各一部
令和2年度及び令和3年度
 - 吾川郡いの町越裏門の一部
令和元年度
 - 高岡郡中土佐町久礼の一部
令和2年度及び令和3年度
 - 幡多郡黒潮町浮鞭の一部
令和元年度及び令和2年度
- 成果の名称
 - 香美市地籍図及び地籍簿
 - いの町地籍図及び地籍簿
 - 中土佐町地籍図及び地籍簿
 - 黒潮町地籍図及び地籍簿
- 認証年月日
令和5年2月28日

高知県告示第95号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。
その関係図面は、令和5年2月28日から2週間高知県土木部道路課及び高知県幡多土木事務所において一般の縦覧に供する。
令和5年2月28日

高知県知事 濱田 省司

- 道路の種類 県道
- 路線名 安満地福良
- 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
幡多郡大月町龍ヶ迫字ササ谷1918番7から幡多郡大月町龍ヶ迫字ササ谷1918番41まで	前	8.5 }	39
	後	8.5 }	
		11.7	
		12.2	

高知県告示第96号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。
その関係図面は、令和5年2月28日から2週間高知県土木部道路課及び高知県高知土木事務所において一般の縦覧に供する。
令和5年2月28日

高知県知事 濱田 省司

- 道路の種類 県道
- 路線名 土佐一宮停車場一宮
- 道路の区域

供 用 開 始 区 間	延 長 (メートル)	供用開始年月日
高知市一宮東町一丁目1601番1から高知市一宮中町三丁目1697番7まで	266	令和5年2月28日

高知県告示第97号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。
その関係図面は、令和5年2月28日から2週間高知県土木部道路課及び高知県幡多土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和5年2月28日

高知県知事 濱田 省司

- 道路の種類 県道
- 路線名 安満地福良
- 道路の区域

供 用 開 始 区 間	延 長 (メートル)	供用開始年月日
幡多郡大月町龍ヶ迫字ササ谷1918番7から幡多郡大月町龍ヶ迫字ササ谷1918番41まで	39	令和5年2月28日